平成２２年（フ）第８１４６号
東京都足立区西新井本町１丁目３－１－401
破産者　新島　雄三
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１４７号
東京都足立区西新井本町１丁目３－１－401
破産者　新島ミチ子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２２７号
大阪府阪南市舞４丁目13－６、開始決定時の住所東京都江東区潮見２丁目８－14－323
破産者　原　志津江
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７３１号
東京都世田谷区経堂５丁目35－15－202
破産者　山本　　宏
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１９８号
東京都世田谷区上馬４丁目３番10号
破産者　株式会社ジェイ・ホームズ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１９９号
東京都世田谷区駒沢１丁目５番13号
破産者　株式会社ジェリブ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５９号
東京都港区西麻布４－１－１　霞町M812、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂２丁目13番21号
破産者　有限会社キーノート
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３６０号
東京都調布市八雲台２丁目10－３－205
破産者　野島　　明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９３号
埼玉県朝霞市本町１丁目10－49
破産者　高橋　レオ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６５号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目６番５号
破産者　株式会社クリエーション
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３１号
徳島県阿南市上中町中原57番地
破産者　阿南シャツ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８３２号
東京都葛飾区東新小岩８丁目22－４－609
破産者　清水　馨深
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８６１号
埼玉県さいたま市浦和区領家１丁目14－１－313
破産者　古内　　茂
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８６２号
千葉県茂原市下永吉2677－28
破産者　西川　洋治
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８８２号
千葉県八千代市高津832－１、住民票上の住所千葉県八千代市高津東４丁目８－36
破産者　千葉　勝彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８９５号
千葉県八千代市高津東４丁目８番地36
破産者　株式会社ティーエルシー
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９３６号
東京都東村山市萩山町４丁目４番地34
破産者　有限会社ココナッツグローブ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９３８号
東京都西東京市中町４丁目７－３
破産者　藤間　孝丈
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９５０号
東京都中野区東中野１丁目53番16号
破産者　株式会社エクスイン
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９５１号
東京都中野区東中野１丁目53－16
破産者　池田　孝伸
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９７６号
東京都江東区扇橋３丁目３番２号
破産者　株式会社ＴＥＣＨ・Ｙ・Ｋ・Ｃ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９９４号
東京都港区白金１丁目３番８－409号
破産者　有限会社いわだて
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９９５号
東京都港区白金１丁目12－２－301
破産者　岩舘　愛子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部